

今月は、3月26日に開催される第3回地域自立支援協議会の議題となる、老人福祉センター跡地利用計画についてご紹介します。

現在、役場の南側に建設している「上三川いきいきプラザ」は、保健センター、総合健康活動促進施設、町民交流センター、青少年健全育成施設、保健福祉関連施設の5つの機能をもった施設で、完成しますと、現在の老人福祉センターが担っている業務も移ってきます。このため老人福祉センターの利用は5月までとなり、閉館することになります（「上三川いきいきプラザ」がオープンするまで、利用者のみなさまには、しばらくご迷惑をおかけいたします）。

町では、老人福祉センター閉館後の利用について検討してきましたが、隣接して障がい者福祉作業所があること、平成18年に施行された障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業を展開する場が必要であることから、障がい福祉サービスの拠点として整備することとしました。

老人福祉センターは、躯体（建物の骨格となる部分）はしっかりとしています。ボイラー、空調、配管などの設備は老朽化のため取り替える必要があり、大幅なリフォームが必要となってきます。

今後の長期間の使用ができるように、設備は入れ替えますが、過大な改修は行わないで、現在の間取りを有効利用していく予定です。

ここで行われる事業は、相談支援センター事業、日中一時支援事業、ショートステイ事業を予定しています。また相談に訪れた障がい者の人が休養したりすることができる居場所、入浴・洗濯ができる場などを設ける予定です。

上三川中学校の南側にある障がい児学童保育館の機能は、老人福祉センター跡地で行われる日中一時支援事業で行い、障がい児学童保育館の跡地には、シルバー人材センターの活動拠点とする予定です。

シルバー人材センターの移転に伴う空いたスペースは、障がい者福祉作業所が使用していく予定です。

現在上三川小地区社会福祉協議会は、老人福祉センターを活動拠点としていることから、跡地整備後も、ロッカー等のスペースを確保するとともに、会議室の利用を確保していく予定です。

なお、詳細な計画については、自立支援協議会において再度検討し、身近なところで必要な障がい福祉サービスが受けられる施設の早急な整備を進めていきたいと考えています。

次回は、老人福祉センター跡地で提供されるそれぞれのサービスについてご紹介します。

▼問い合わせ先＝

健康福祉課 社会福祉係

☎56 9 1 2 8 FAX56 7 4 9 3

Eメール：

kenkou01@town.kaminokawa.tochigi.jp

▼問い合わせ先 民生生活課 生活環境係
☎56 9 1 3 1



※これらの場合でも周囲の迷惑にならないよう注意して行ってください。また、ビニール等は絶対に燃やさないでください。

- ① 火災、霜害などの予防のために必要な廃棄物の焼却
- ② 落葉や枯れ枝の焚き火など日常生活上行われる軽微なもの
- ③ 農業を営む上で必要な稲わらや作物殻などの焼却
- ④ どんど焼きなどの風俗習慣又は宗教上の行事

廃棄物の野外焼却は禁止です！
●違反すると、5年以下の懲役又は1000万円以下の罰金に処せられることがあります。
●廃棄物の野外焼却については、廃棄物処理法で次の例外を除いて禁止されています。